

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童（生徒）にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であること
を認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服す
ることを目指して行わなければならない。

3 いじめへの対応

(1) 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、
児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組
む。

<未然防止のための措置>

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や
職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、マイサポーターや気がかりポスト、シャボテンログを活用し、常に児童の様子
を把握するとともに、太閤山小学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動が児童に容易
に認識される取組を行う。

- ・各月1回「子どもトーク」で児童の実態や生徒指導の方針や指導方法について共通理
解を図り、教職員間の情報交換を密にして問題行動の未然防止に努めるとともに、一
致した方針で対処する。また、吃音や場面緘黙児についても取り上げたり、低・中・
高学年別にグループで情報交換したりする。
- ・年度初めには、学級担任以外から相談したい教職員「マイサポーター」を選んで登録
することや心配事を遠慮せずに相談できる「気がかりポスト」を設定することで、個
別の相談に応じる体制を整え、誰にでも気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- ・必要に応じていじめ防止対策委員会を設け、不登校やいじめを生まない環境づくりに
努める。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育
むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解で
きる豊かな情操を培う。また、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を
尊重する態度を養う。

また、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資す
る活動を推進する。

- ・各教室に「いじめをなくす射水市民五か条」を掲示し、特別の教科道徳等を通じて活
用することで、いじめを許さない風土づくりや意識の高まりを目指す。
- ・全教職員が「いじめは許さない」「いじめられた子を守り抜く」という毅然とした姿勢
を示す。
- ・体験活動や異学年の縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習でき
るようにし、人とよりよく関わる力が身に付くようにする。また、学年の活動を推進
し同学年の友達と関わり合うことのできる学習活動を工夫する。
- ・全ての教育活動を通して道徳教育を実践し、思いやりの心を育てる。

③ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、
授業を理解できない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切
にした分かりやすい授業づくりに努める。学級や学年等の人間関係を把握して、一人一
人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ・全ての児童が参加・活躍できる授業づくりを目指し、教師も児童も互いの意見に耳を
傾け合う雰囲気を醸成する。

- ・「学校生活アンケート」の活用や「WEBQ-U」等の結果分析に関する研修を深めることで、児童の実態を十分に把握し、よりよい学年・学級経営に努める。各学期に行う「教育相談週間」を児童の思いを聞くよい機会と捉え、児童相互の関係を捉えるようにする。

- ・教職員間で、気になる児童の情報を共有する「子供トーク」を活用することで、日常の連携を密にする。

④ 自己肯定感や自己有用感を育む

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会を設け、児童の自己有用感が高められるように努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるようにする。

- ・諸活動の中で児童自身が自己決定できる場を多く設定し、一人一人のよさが生きる授業、分かる授業、楽しい授業の実践に努め、自己肯定感の醸成を図る。
- ・小さな進歩でも積極的に、肯定的に評価し、意欲を育む評価を工夫する。
- ・基本的な生活習慣については、教師自らが率先して模範を示すとともに、生活委員会を中心に「あいさつ運動」「あったか言葉・行動」を推進し、全校児童が温かい言動を心がけられるようにする。
- ・児童の努力や工夫した取組を積極的に取り上げ、学年コーナーや校内放送、全校集会で紹介することで、自己肯定感・自己有用感を高める。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。また、児童に対して、傍観者とならず、太閤山小学校いじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- ・児童会（生活委員会）を中心に全校に向け「あったか言葉・行動」が広まるように活動を進める。

(2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

① 定期的なアンケート調査（学期に1回）

- ・「学校生活アンケート」等の調査を計画的に実施する。アンケートの集計や分析には、担任を中心として授業に出ている他の教員の意見を取り入れたり、生徒指導担当者が状況を把握したりし、複数の教員で担当する。

② 定期的な個人面談（学期に1回）

- ・学校全体での定期的な面談を実施するとともに、児童が希望するときにも面談ができる開かれた体制を整える。

③ その他の措置

- ・本人の訴え、保護者からの相談、教職員による発見等、情報のアンテナを常に高くし、迅速に対応する。

☐机を離す ☐ものがなくなる、隠される ☐元気がない、表情が沈んでいる
☐遅刻や早退が増える ☐休み時間後、一人で遅れて教室に戻ってくる
☐あだ名で呼ばれる ☐授業への集中力に欠ける（表情・ノート）
☐発言してもいつも支持されない ☐休み時間等、一人で過ごすことが増える
☐トラブルが起こるとその児童のせいにされることが多い など

④ 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・家庭や地域からの連絡には丁寧に対応して事実を正確につかみ、迅速に対応する。
- ・学校行事や懇談会等の保護者との触れ合いの場、学校運営協議会等での地域の方との情報交換の場を大切にし、情報収集に努める。

(3) 早期対応

発見・通報を受けた場合には、速やかに当該いじめに係る情報を報告し、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的な対応につなげる。

<いじめに対する措置>

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめを認知した場合、ただちに対応チームを編成し、解決のための方策を立てる。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報を共有する。関係者が複数いる場合は、複数の教職員で聴取に当たる。
- ・太閤山小学校いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・ 状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育アドバイザー等専門家との連携を図る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを受けている者の痛みを自分の痛みとして受け止め、いじめに立ち向かい、正しい行動がとれるように指導する。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 「太閤山っ子ネット利用ルール」遵守や情報モラル教育を進めるとともに保護者への理解を図り、未然防止に努める。

(4) 再発防止

児童が真にいじめを乗り越えた状態とは、いじめが解消している状態（いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態）に至った上で、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

＜再発防止のための措置＞

① いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ 継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

② 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

4 太閤山小学校いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、心理・福祉等の専門家的知識を有する者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）

※ 必要に応じて、関係者等を追加する。

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4月	・色団編成会議 ・児童理解に関する研修（子供トーク）	10月	・児童理解に関する研修（子供トーク） ・WEBQU調査 ・学校運営協議会
5月	・マイサポーターアンケートの実施 とりまとめ、職員への周知 ・児童理解に関する研修（子供トーク） ・学校運営協議会	11月	・児童理解に関する研修（子供トーク） ・人権週間に向けての取組（道徳、図書館司書による本の紹介、人権集会等） ・WEBQU調査結果についての研修会
6月	・WEBQU調査 ・児童理解に関する研修（子供トーク） ・WEBQU調査結果からの対策検討	12月	・学校生活アンケートの実施 ・第2回教育相談週間（全員面談） ・2学期保護者アンケートの実施 ・学校評価結果分析 ・児童理解に関する研修（子供トーク） ・いじめに関する校内研修 （3学期に向けての見直し）
7月	・学校生活アンケートの実施 ・第1回教育相談週間（全員面談） ・1学期保護者アンケートの実施 ・児童理解に関する研修（子供トーク） ・いじめに関する校内研修 （2学期に向けての見直し）	1月	・冬休み明けの児童の様子把握 ・児童理解に関する研修（子供トーク）
8月	・学校評価結果分析 ・夏休み中の家庭への連絡	2月	・学校生活アンケートの実施 ・第3回教育相談週間（全員面談） ・児童理解に関する研修子供トーク） ・学校運営協議会
9月	・夏休み明けの児童の様子把握 ・児童理解に関する研修（子供トーク）	3月	・児童理解に関する研修（子供トーク） ・学校評価の結果集計と考察 ・新学年学級編制検討

6 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

<連携のための措置>

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・インターネット上のいじめに関連して、携帯型ゲーム機や携帯電話、スマートフォン等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。